

現会則の問題点と新会則の方向

1 会の目的、運営

【防大卒業当時は】全員が全国を点々と頻繁に異動することを考えていたので、しっかりとした組織を作っておかなかった。そのため、期生会はそのときどきに応じ適宜運営されていた。

↓

【しかし、最近では】同期生も40歳を過ぎ生活基盤（拠点）を作り始め、落ち着き出すとともに、退職者も増加しつつある。

↓

【そこで、今後は】まず、組織をきちんと整備し、運営してゆきたい。そこでは、派手に活動をするというよりも、努めて長く同期生の絆を維持するための基盤（名簿、交流の場）を提供し続けて行きたい。

2 会の運営資金

【防大卒業当時は】皆若く、万が一の時には若い妻、子供が苦境に立たされることが予想され、相応の弔慰金（30万円）を出すこととした。

↓

【しかし、最近では】その後、期生会費を集めたことはなく、今後永遠にこの弔慰金を支払い続けることは困難な状況になりつつある。

↓

【そこで、今後は】再度、会費を徴収するというオプションもあるが、防衛庁等から相応の保証が可能になるのに加え、家族も安定期に入りつつあることを考えると弔慰金の趣旨を生活の足しというよりも葬儀の時に同期として恥ずかしくない程度に変更したい。また同じ趣旨で新たに配偶者の場合にも同様の計らいをして行きたい。

防衛大学校第21期生会会則

（名称）

第1条 本会は、防衛大学校第21期生会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員の融和団結を図ることを目的とする。

（構成員）

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 防衛大学校本科21期生として卒業した者
- (2) 会員の推薦により役員会で承認された者

（活動）

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 名簿の作成・管理
- (2) 会合等の開催
- (3) 慶弔活動
- (4) その他

（組織）

第5条 本会に本部及び支部を置く。

2 本部を次の役員をもって構成し会務を処理する。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 副事務局長 3名

(陸上、海上、航空の各支部の事務局長を兼務)

- (4) 理事 5名(総務3名、会計1名、会計監査1名)
3 陸上、海上、航空に支部を置く。

(会長)

- 第6条 会長は本会を代表し会務を行う。
2 会長は、任期5年を原則とし、役員が推薦し、総会で承認する。

(事務局長等の任務)

- 第7条 事務局長は会長を補佐し会務を行う。
2 会長の不在時は事務局長が会長の代行を行う。
3 副事務局長は事務局長を補佐し会務を行う。
4 理事(総務)は会の行なう各種事業を担当する。
5 理事(会計)は会の会計を担当する。
7 理事(会計監査)は年に一回を基準に会計監査を行なう。

(役員選出)

- 第8条 副事務局長及び理事は、事務局長が指名する。
2 事務局長は会長が指名する。

(役員会)

- 第9条 役員会は必要の都度開催する。
2 役員会は会長の承認を得て、事務局長が招集する。
3 役員会は次の事項を議する。
(1) 会則の改正
(2) 本会の活動計画
(3) 会計報告
(4) 会員等の承認
(5) その他

(総会)

- 第10条 総会は原則として毎年1回、会長が召集する。
2 総会は次の事項について承認を行う。
(1) 会長の選出
(2) 会則の改正
(3) その他、会の運営にかかわる重要事項

(会費)

- 第11条 会の運営は、卒業時に集めた会費を活用するものとするが、不足した場合には、会長は総会での承認を得て所要の会費を徴収することができる。

(慶弔)

- 第12条 慶弔の支出は当面、次を基準とする。
(1) 慶事
役員会に一任する。
(2) 弔事
ア 正会員の死亡
弔電、供花、香典(合わせて3万円を基準)
イ 正会員の配偶者の死亡
弔電、供花、香典(合わせて1万円を基準)

(付則)

- 第13条 本規則は平成9年2月9日より発効する。
第14条 本会則は、卒業20周年を契機に、卒業時に作成した会則を見直したものであり、退職者の急増が予想される10～15年後に再度抜本的に見直すものとする。